

議 事 録

会 議 の 名 称	令和8年度 第1回 国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和8年5月13日(水) 午後1時30分 開会 ・ 午後2時30分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所3階 303・304会議室
出席者(委員)の 氏名・出席者数	出席者9名 事務局7名
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	欠席者3名
傍聴者数	1名
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 議事録署名委員の選出 4 議事 (1) 坂戸市国民健康保険税率の改正について 5 報告事項 (1) 専決処分の報告について (2) 令和7年度事業報告及び令和8年度事業予定について 6 その他 7 閉会
配 付 資 料	坂戸市国民健康保険運営協議会 次第 資料1 坂戸市国民健康保険税率の改正について 参考資料1 坂戸市国民健康保険税率の改正案 参考資料2 令和8年度西部11市の国民健康保険税率 資料2 専決処分の報告について 資料3 令和7年度坂戸市国民健康保険運営協議会事業報告及び 令和8年度坂戸市国民健康保険運営協議会事業予定 坂戸市国民健康保険運営協議会委員名簿
議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	1 開会 2 挨拶 ・市長挨拶 ・人事異動に伴い職員自己紹介

議 長	<p>3 議事録署名員の選出 ※議長の指名により 2 名を選出</p> <p>4 議事 (1)「坂戸市国民健康保険税率の改正について」</p>
事務局	(資料 1 により説明)
議 長	ただいまの説明につきまして、質疑・意見等がございましたらお願いします。
委 員	<p>議会でも賛否が分かれているような状況ではありますが、今回の改正も 4 月号の広報には掲載されていましたが、今後どのように市民に周知していくか。これまで県で保険税率が決まり、それに向けて税率を 2・3 年かけて改正している、というところが十分市民に伝わっていないのではないかと痛感しています。3 か月ごとぐらいにくる医療費のお知らせを送付する目的についても抑制する目的で送っているのでしょうか。ジェネリック使用率はどうでしょうか。ジェネリックの積極的使用などメッセージを市民に送る手段をもっと考えてもよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>保険税水準の準統一の件についてですが、すでにホームページには掲載しています。税率改正については毎年変わるため広報等で周知しているところです。また、医療費通知ですが、目的についてはあなたの医療費はこれだけかかっています、という確認と確定申告の医療費控除用の資料として送付しています。ジェネリック医薬品のシェア率は、坂戸市は県内でも上位となっています。医療費を下げる方策としては、特定健診等で早期発見・早期治療を目的とし、健康センターから対象者全員に通知を行い、未受診者に対してもデザイン等を工夫した通知を送付しています。</p>
委 員	<p>令和 9 年度の準統一に向けて 3 年かけて税率を変更していくこととなり、今現状を聞いていたら基金が減少している、とのことですが、不足分は一般会計繰入金で賄うことになるのでしょうか。令和 9 年度でいったん税率改正は終わるということでしょうか。社会保険にある、労使折半という考え方が国保にない以上、不足した財源については将来にわたってどうなると見通しをたてていますか。</p>
事務局	<p>令和 9 年度の保険税率の準統一に向けて、税率改正を段階的に行なっていますが、令和 10 年度以降も毎年標準保険税率を埼玉県が計算して 11 月の中旬に発表していくので、今後は毎年保険税率の改正が必要になっていきます。基金がなくなり、予算が組めないのではないかと、という懸念ですが、今まではそのために法定外一般会計繰入金を計上していたのですが、埼玉県国民健康保険運営方針の中で令和 8 年度までに法定外一般会計繰入金を解消することとし</p>

	<p>ているため、坂戸市は令和8年度からは繰入金は歳入に計上していません。</p> <p>万が一、会計が組めなくなったということになると、埼玉県 of 財政調整基金から借り入れることになります。その支払いについては現在、埼玉県に支払っている納付金に上乗せして支払うことになっています。</p>
議 長	<p>今後ますます国保の運営が難しくなっていくことは分かったが、足りない部分を県から借りて賄う、さらに足りないから借りる、そうすると赤字が増えることが予想されますが。</p>
事務局	<p>医療費については全額埼玉県から普通交付金として入ってきますが、埼玉県が財政運営主体のため、埼玉県全体の医療費を全市町村で配分する形になります。一番良いのは納付金の支払いが保険税収入とイコールな状況になることで、そのために保険税率を改正しているところです。</p>
委 員	<p>特定健診や人間ドックの啓発等で早期発見・早期治療し、高額な医療費の支払いを抑えようと啓発することも大切と考えます。坂戸市は県全体でみると一人当たりの医療費が少ないが、少ないことでのメリットはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和6年度までは医療費水準について県の納付金の算定基準に反映されていましたが、令和7年度からはなくなりました。</p>
議 長	<p>県に坂戸市は医療費抑制に努力しているという姿勢を見せることも税負担軽減の方法の一つではないだろうか。また、均等割の減額について、現行は未就学児だが、18歳までに拡大するとの国会の動きと、外国人の前納について、どのような方向性になっていますか。</p>
事務局	<p>18歳までの均等割額の軽減についての法案が衆議院を通過したところであり、参議院の審議を待っている状況です。令和9年4月からとのことですが、成立すれば税率改正が必要となるため他の改正と併せてお諮りして、3月議会での対応と考えています。また、外国人の前納についてですが、現状、県内の動向としては検討中となっており、実際に行っている市町村はありません。令和9年度の実施に向けて県内の動向を踏まえて進めていきます。</p>
委 員	<p>前納の対象となる外国人の方の国保税はいくらになりますか。社保は会社と半々で保険料を負担しているが、国保は違うため、赤字になるような制度となっており、黒字にするのは大変なことです。今できることは、収納率を上げることしかないかと思います。</p>
事務局	<p>令和8年度については、均等割額が74,860円となっており、入国初年度であれば前年所得がないため、7割軽減適用となります</p>

議 長	<p>ので、1年間で最大22,000円程度となります。</p> <p>税率改正につきましては、今後も御協力いただくこととなりますので、委員の皆様引き続き御協議をお願いします。ほかにございませんか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。</p>
事務局	<p>5 報告事項</p> <p>(1) 専決処分の報告について</p> <p>(資料2により説明)</p>
議 長	<p>質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、質疑を終了いたします。</p> <p>(2) 令和7年度事業報告及び令和8年度事業予定について</p>
事務局	<p>(資料3により説明)</p>
議 長	<p>質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、質疑を終了いたします。</p>
事務局	<p>6 その他</p> <p>・次回の令和8年度第2回国民健康保険運営協議会は、8月5日(水)に開催予定。改めて通知する。</p>
議 長	<p>以上で本日の運営協議会の議事内容はすべて終了しました。</p> <p>慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>7 閉会</p> <p>・会長挨拶</p>